

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ（第10回）

1 日時 令和7年6月12日（木）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催（非公開）

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、上沼構成員、高口構成員、増田構成員、
森構成員、山本（健）構成員

（2）オブザーバー

警察庁サイバー警察局、警察庁刑事局、法務省人権擁護局、
一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

（3）総務省

玉田大臣官房総括審議官、下仲大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、入江情報流通適正化推進室長

4 議事

（1）制度WG中間取りまとめ（案）について

（2）その他

【山本主査】

定刻になりましたので、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」第10回会合を開催いたします。本日もご多忙の中会合にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局から連絡事項の説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。

まず、本日の会議は非公開とさせていただきますのでその点ご了承ください。

本日の資料は、資料10-1と参考資料10-1の計2件をご用意しています。万が一お手元に届いていない場合がございますら事務局までお申し付けください。

事務局は以上でございます。

【山本主査】

ありがとうございます。本日の議事は制度WGの中間取りまとめ案につきまして、事務局からのご説明の後に質疑の時間を設けるという形で進めさせていただきます。

これから事務局からのご説明をお願いするのですが、その前に既に構成員の皆様にはメールをお送りしておりますが、今日の発言と議事録の取扱いについて改めてご説明いただけますか。

【事務局】

事務局でございます。本日の会合は非公開ですが、公式の会合ですので、後日議事録は公開させていただく予定です。

議事録以外についても、本日使用する資料10-1と参考資料10-1も後日公開として取り扱わせていただければと考えています。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは事務局からのご説明をお願いいたします。

【入江室長】

事務局でございます。それでは資料10-1の説明をいたします。資料10-1は参考資料10-1の論点整理案に基づく構成員のご議論を踏まえ、Word形式で中間取りまとめ案としてまとめたものです。

副題の「新たな違法・有害情報対策のための羅針盤」についてもこれで良いか、本日ご意見いただきたいと思います。

目次についてですが、ⅠからⅤまでの構成となっています。

ⅠとⅡは検討の背景と検討の視点、Ⅲは事業者ヒアリングとして、これは親会との合同会合でのプラットフォーム事業者からのヒアリング結果のうち、闇バイト以外の違法情報に対する対応状況のヒアリング結果を載せています。闇バイトに関しては総括いただいたものがありますが、そちらは中間取りまとめの参考資料とすることを考えております。

Ⅳが今回の要となる、対応の方向性についてです。情報レイヤーに関する検討①②③とサービス設計レイヤーに関する検討、そしてその他からなる構成になっております。

Ⅴの結論ですが、本日の議論を踏まえて事務局で案を考えさせていただきますので、本日の取りまとめ案の中には含まれておりません。

まず3ページ目の検討の背景についてです。インターネットは便利な面がある一方で、誹謗中傷を始めとする違法・有害情報の流通が依然深刻な状況となっており、生成 AI 等の新しい技術やサービスの進展、デジタル広告の流通に伴う新たなリスクなど、デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題が発生していることを記載しております。

7ページのⅡ、検討の視点については、違法・有害情報対策の検討に当たっての情報の種類を整理しております。本制度 WG では、健全性検討会からの整理を踏襲し、権利侵害情報、その他違法情報、そして有害情報の三つのカテゴリーの分類に基づいて、何ができるかについて、情報の種類に着目して議論し、その方向に沿った取りまとめとしております。

なお、健全性検討会の主なメインターゲットであった偽・誤情報について、図表1のとおり、情報の種類に着目した分類は3分類と申し上げましたが、偽・誤情報も対応すべきものはこの3分類のいずれかに該当しております。真ん中の権利侵害情報、その他違法情報、そして有害情報としての対応と議論の中にそれぞれ吸収されると、事務局としては考えております。

8ページについて、Ⅲの事業者ヒアリングの説明は割愛いたします。

11ページについて、Ⅳの対応の方向性においては、情報の種類に着目した検討を情報レイヤーに関する検討と総称しています。

各論点の構成としては、健全性検討会取りまとめの深掘りが本制度 WG の目的でしたため、まず冒頭では健全性検討会の取りまとめの記載内容について記載し、我が国における現行制度や対応状況、諸外国の状況、そして具体的検討の3部構成でそれぞれの論点をまとめております。

権利侵害情報への対応の在り方について、権利侵害情報への対策の一つの有効なツールとして、情報流通プラットフォーム対処法が今年4月1日から施行されており、その情報流通プラットフォーム対処法の施行に併せて総務省で策定された違法情報ガイドラインについて記載しております。

1-2は、被侵害者以外の第三者からの申出の対応についてです。

14ページの下線部について、今後総務省は関係省庁と連携しつつ、被害者支援団体等の聴取を通じた実態把握を行うことが適当、とまとめております。

16ページの情報レイヤーに関する検討②、その他対応情報への対応の在り方について、その他違法情報は先ほども申し上げましたが、法令違反情報を主に想定しており、この対応についての議論での論点はいくつかに分けられます。

2-1の行政機関からの通報への迅速な対応については、三つの関係者がいると考えております。

まず通報を受ける側のプラットフォーム事業者の体制整備の話が、2-1-1に記載されている窓口整備などの体制整備です。

18ページ上部に図を記載しておりますが、情報流通プラットフォーム法では権利侵害情報に関する迅速化規律の規定がございます。上の図が情プラ法の一般的な対応フローとなり、下の図は利用規約に基づくその他違法情報の一般的な対応フローとなります。ただし、下の

図に関しても情プラ法 27 条において、措置をした際に遅滞なく理由を通知する規律が発信者との関係では発生しますが、それ以外の権利侵害情報に発生する規律はその他違法情報には発生しません。上記をどのように考えるかが 2-1-1 の論点となっています。

次に大規模プラットフォーム事業者の体制整備について、21 ページ 3 行目では、法令違反情報への対応の在り方として、違法性の判断が可能な専門の行政機関からの通報を受け付け、優先的に対応する体制整備を大規模プラットフォーム事業者に求めることは、制度的対応の方向性として有効な手段である、として合意を得られたと考えております。今後は、行政機関からの削除要請に対してプラットフォーム事業者がどの程度の処理機関で対応を行っているかを含め、今後、取組状況を把握・分析し、表現の自由に配慮しつつ、制度的な対応の必要性を精査していく必要がある、と取りまとめています。

3 つの関係者のうち、①はプラットフォーム事業者の体制整備について取りまとめたますが、②と③はその他 2 者の話になります。

②は通報する側において、今後、優先的対応が求められる法令違反情報や削除要請の主体となり得る行政機関の種類・要件を更に精査し、スキームを利用する通報・要請の範囲を絞り込むことが適当である、と記載しております。それは違法情報も様々あり、対応が必要なものの精査をすべきと議論されておりましたので、このようにまとめています。また、これに関しては、行政機関に対して、対応の迅速化へのニーズについても把握していくことが適当である、特に優先的に対応すべき法令違反情報の絞り込みを行った上で、要請を行う行政機関による透明性の確保も含め、引き続き制度的対応の要否や内容の深掘りを行うことが適当である、と併せて記載しております。

③の発信者の手続保障について、権利侵害情報では被害者救済と発信者の表現の自由のバランスについて議論がありましたが、法令違反情報については、特に被害者の救済の観点から、基本的にはないものと考えており、23 ページでは、発信者の表現の自由の保障の観点から、例えば異議申立手続を追加的に整備するなど、発信者への手続保障のための制度的対応について、特に検討を深めるべきである、と取りまとめております。

以上が 2-1-1 の窓口整備などの体制整備の論点となります。

次に 2-1-2 は、行政機関から法令違反情報に関する削除要請があった場合の免責の論点となります。

24 ページ以降ですが、具体的検討において、免責については、削除対応の迅速化を実現する必要性と、過剰な削除による表現の自由に対する制約をもたらす懸念との間のバランスを慎重に検討しつつ更なる検討を行うことが適当である、と取りまとめております。

26 ページの 2-2、適格性のある第三者からの通報への対応について、日本版トラステッド・フラグガー等もご議論いただきましたが、既にトラステッド・フラグガーとの名称ではないものの、既存の団体が活動されていると本制度 WG でもヒアリングをいただいています。例えばインターネット・ホットラインセンターや、一般社団法人セーファーインターネット協会の取組をヒアリングいただきました。そういった既存の団体がある中で、適格性のある第三者の通報への対応について、諸外国ではトラステッド・フラグガーとの制度があり、日本でもそれらを採用するとした場合にどのような課題があるかを議論いただきました。

30 ページ 1 行目ですが、仮に今後削除率の低下や迅速な対応が図られなくなるような状況が見られた場合には、それらの原因を深掘りするとともに、改めてトラステッド・フラグガー制度類似の制度の導入の必要性を検討することが適当である、としており、これについて

は財政的な基盤の問題など様々な論点、課題がありましたが、それらも踏まえながら必要性を検討することが適当であると考えております。

31 ページの情報レイヤーに関する検討③として、有害情報への対応の在り方について書いております。有害情報は基本的に、違法ではない情報との考えで一致されており、表現の自由の観点から極めて慎重な検討を要すると考えております。

具体的検討の1 ポツ目として、有害情報に関しては、違法ではない情報であり、個別の情報の削除を事業者に求めることは、表現の自由の観点から極めて慎重な検討を要する。本WGでは、こうした基本的な認識に立って、有害情報への対応の在り方について検討を行った、とまとめております。

具体的検討の2 ポツ目のとおり、本 WG では①②の2つの対応の方向性が示されていると事務局では認識しております。

①については、サービス設計の話も絡むため、4のサービス設計レイヤーに関する検討にて議論し、ここでは②の提言案を記載しております。

下線部のとおり、社会情勢等の必要性を踏まえた上で、各省庁が所管する個別法において表現の自由にも配慮しつつ、当該情報が違法であることを明確化したり、新たに違法化されるのであれば、事業者による削除等の適切な対応が図られると考えられる、と取りまとめております。

33 ページですが、図表7は、違法化された場合における対応のイメージで、行政機関が違法化した場合、削除依頼を行う団体行政機関等が上、総務省が下ですが、必要に応じてガイドラインを改訂し、個別の情報について上の団体は削除要請・依頼をプラットフォーム事業者に行い、総務省は違法情報一般について適切な対応の促進をプラットフォーム事業者に要請することが考えられます。

34 ページのサービス設計レイヤーに関する検討ですが、違法情報・有害情報共通の対応の在り方で、これは情報の種類とは関係のないところです。サービス設計にも様々あり、上から2 ポツ目では、サービスの内容、インターフェース、利用者にどの情報を表示するかを決定するアルゴリズムなど様々なものがあるが、利用者との関係では、特に以下の設計・機能が重要である、と記載しております。

これは健全性検討会の際の、主なプラットフォーム事業者のアーキテクチャとして例示されたものを借用しており、これらのサービス設計については、利便性の向上に資するものであると考えられるものの、リスクも内包しております。例えば違法・有害情報の流通・拡散を容易にし、そして利用者が触れる情報に偏りを生じさせるリスクを内包しており、プラットフォーム事業者自身が、まずは対応してほしいと考えております。

①から③の設計に対しては、どのような対応ができるかを 34 ページに記載しております。

例えば、情報発信・受信に係る設計については、警告表示、プロミネンス、ラベル付与などの議論があると考えております。また、拡散促進機能等の観点では、経済的なインセンティブ付与や、収益化停止などの議論があると考えております。そして、レコメンデーション機能は、レコメンダシステムのアルゴリズムをどのようにするかの議論と考えております。

ここからがこの報告書の重要な取りまとめとなります。

制度 WG として、これらのリスクへの対応についてどのようにプラットフォーム事業者に実施を促すべきか、ご議論を行っていただいたと理解しております。

リスクへの制度的な対応の方向性については、大きく分けて二つあると考えており、①法令等によりリスクへの対応の確実な実施や透明性の確保を図りつつも、具体的な内容については、プラットフォーム事業者に委ねる領域と、②法令等によりプラットフォーム事業者が実施すべき対応の具体的な内容を含む一定の規範を設ける領域、でございます。

36 ページの 4-1、違法・有害情報が流通するリスクとリスクへの対応の在り方について、具体的な検討状況に入る前に、39 ページ、40 ページ目以降に様々な取組を詳細に記載しております。

欧州や英国では、様々なリスク評価・軽減措置を行っており、図表に詳細をまとめております。40 ページは欧州のデジタルサービス法のリスク軽減措置の一覧ですが、リスク評価をし、リスク評価の結果を踏まえて利用規約や、コンテンツモデレーション、アルゴリズムの改善を目指されています。また、41 ページは英国の Online Safety Act でした、建て付けは異なりますが、リスク評価をして、様々な検討をする点は同じ構造である旨を記載しております。

また図表 10 では、欧州の DSA、英国の OSA、そして日本の情報流通プラットフォーム対処法の比較をしています。実は情報流通プラットフォーム対処法にも、自己評価の義務はないですが、自己評価をした結果を公表する義務が透明化規律の一環としてあり、比較しております。

ここで見ていただきたい点は、情報レイヤー、すなわち情報の種類に着目したものに関しては比較的、欧州と日本は近いと考えられます。違法コンテンツの流通・拡散を評価するのが欧州 DSA ですが、情プラ法も違法・有害情報の流通状況の評価としております。

ただ一方でサービス設計レイヤーの評価は、技術的体制の整備状況としか情プラ法は記載がなく、明確な記載はありません。サービス設計レイヤーは、欧州の DSA や英国の OSA では比較的詳細に記載がある点が異なっています。

それら諸外国の状況も踏まえつつ具体的検討へ進みますが、42 ページ（1）現行制度に基づく自己評価への対応の在り方では、今後、プラットフォーム事業者が実施する自己評価について、実施プロセス・方法、評価結果の内容・粒度等も含め、適切なモニタリング等を通じて注視していくことが適当である、としております。

そして先ほども申し上げました技術的体制の整備状況は、例えばボット対策として、災害時など特定の場面において、ボットを使った違法情報や有害情報が繰り返し発信されたとの事実もあったことから、ボット対策の評価を行うことが適当であるとし、具体化した提言としております。

43 ページの（2）リスク評価の実施を促す制度的な対応の在り方では、ここは全てに共通する部分ですので、日本もリスク評価の実施を欧州の DSA や英国の OSA のように制度的に促すべきかについて、方向性 A と方向性 B の二つを記載しています。

方向性 A はリスク評価の義務内容を法律で詳細かつ明確に規定するもの、方向性 B は具体的な内容は法律に規定しないものとしており、それら二つの方向性について提言しております。総務省においては、（1）のモニタリングと並行して、DSA や OSA 等の諸外国における法律の執行状況も注視しつつ、リスク評価を導入するとした場合、どちらの方向性をとるべきか含め、引き続き検討を深めていくことが適当である、としております。

（3）がサービス設計レイヤーに関する検討の一番重要なところですので、細かいところは簡単な説明にとどめておき、重点的に説明させていただきます。

リスク軽減措置の実施を促す制度的対応の在り方として、収益化停止措置やレコメンダシステム、プロミネンス、ラベル付与などありましたが、どのように事業者に対応を促していくべきかを図表 11 にまとめております。まず左下が自主規制、右上が法規制となり、自主規制型行動規範とは欧州の行動規範をイメージしております。

自主規制、2018 年の行動規範をイメージした自主規制型行動規範、そして今 2022 年頃に DSA とリンクした行動規範である共同規制型行動規範、そして法規制と、大きく 4 カテゴリーに分類できると考えております。

プラットフォーム事業者のサービス提供内容は様々であり、またサービスを最も熟知しているのは事業者であるとともに、外国で法令に基づいて実施されるリスク評価・軽減措置は大変であるとの回答が前回の事業者ヒアリングでもありました。

まずは、事業者による取組を行動規範の形で策定していただき、状況を注視し、対応が不十分である場合には、必要に応じて制度的対応を検討することで全体をまとめてはどうかと考えております。

(4) の研究者に対するデータ提供の在り方も、インセンティブ設計や細かいレコメンダシステムの話などありますが、こういった形で全体を考えていけば良いのではないかと考えております。

47 ページですが、4-1-2 の経済的インセンティブに起因するリスクへの対応の在り方に関して、基本的に収益化停止については、表現の自由にも関わることから一律に収益化停止をするのは極めて慎重な検討が必要であると考えています。

自主規制型行動規範を活用するのは他のサービス設計における対応と同じですが、ただし、例えば、災害時のように、プラットフォーム事業者による速やかな対応が求められる状況において、その社会的な法益が、収益を得る権利を保護する法益を上回る場合には、法令等により、プラットフォーム事業者に対し、収益化停止措置を求めることも制度的対応をして十分あり得ると考えられる、としております。

もう一点、他サービス設計とは違うところが、4-1-3 のレコメンダシステムに関する対応の在り方についてです。

これまでの構成員の方々の議論では、レコメンダシステムは重要との意見が強かったところから、55 ページですが、レコメンダシステムに関する制度的対応の在り方としては、プラットフォーム事業者に対し、①～③の取組を求める対応を検討することが適当である。なお、これらの取組は互いに排他的なものではなく、同時に求めることも可能である、としております。具体的には、欧州の DSA を踏まえた規範として①～③までのものを法令等により義務付けたり促したりすることで、これは自主規制型の行動規範というよりは一歩進んだ取組をしてはどうかとの提言となっています。

4-2 の適切な情報表示の在り方について、4-2-1 のプロミネンスに関する対応の在り方などに関しては、基本的には自主規制型行動規範で対応するものと考えております。

58 ページ真ん中あたりに記載のとおり、総務省のデジタルポジティブアクションなどの官民連携の意識啓発プロジェクトの中で、事業者の取組を把握し、効果のあった優先表示の事例など、優良な先進事例を事業者間で情報共有することを通じ、当該先進事例の取組が事業者間で広がるとともに、利用者に周知されていくことが望ましい、としていますとおり、自主規制型行動規範は、基準値としてしっかり行っていくことを促し、その基準値を超えた先進事例などはデジタルポジティブアクションなどの枠組みを使い、世の中や他のプラットフ

ホーム事業者にアピールしてもらった整理でいかがかと考えており、それに基づいた取りまとめをしております。

4-2-2のAI生成物のラベル付与に関する対応の在り方ですが、これはAI事業者ガイドラインという総務省と経済産業省で作成しているものがありますところ、ガイドラインとの関係なども検討すべき、とまとめております。また、61ページにおいて、ラベル付与について効果検証が必要と構成員の意見もあり、自主規制型行動規範の中で議論いただくか、AI事業者ガイドラインに明確に記載することも引き続き検討していくのが適切ではないか、と取りまとめております。

5のその他ですが、5-1マルチステークホルダーによる協議会の役割について、マルチステークホルダープロセスが有効に機能する場面について議論を継続していくと考えているところです。

その他としては、5-2執行当局の執行権限・体制の強化では、総務省としても他のDSAやOSAの執行体制が非常に手厚いこともあり、今回方向性を示していただきます中で、体制関係もしっかりと整備し、整えるべきと提言をいただけるとありがたいと思っております。情報流通プラットフォーム対処法が施行されましたし、法律の適正な運用のために、専門性の向上と増員は喫緊の課題であり、今後も更なる制度的対応を行うこともあり得ることから、体制の強化について検討を進めていくことが適当である、と取りまとめております。

Vの結論については、本日のご議論を踏まえ記載していきたいと考えています。

駆け足になってしまいましたが、私からの説明は以上となります。

【山本主査】

ありがとうございます。

それではただいまの事務局からの説明について、ご質問・ご意見がある方は挙手、またはチャットで発言希望の旨をご連絡ください。大体11時前頃まで議論ができればと思います。よろしくお願いいたします。

IVの前のところもご意見があればと思いますが、基本的に先ほど事務局からご説明があったとおり、4のサービス設計レイヤーに関する検討の対応の方向性のところが重要になると思います。

まずIからIIIまでのところでお気づきのことがあればと思いますし、それからIVの情報レイヤーの話までと思いますがいかがでしょうか。

少し幅広ですがよろしくお願いいたします。細かい点でも結構ですので、上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

そうですね。非常に分かりやすくまとめいただけていて、すっきり頭に入る全体の印象になっているということをまず申し上げておきます。あと下線部は非常に賛成と思いながら読みました。

その上で少し申し上げたいのは、29ページのトラステッド・フラグガーの結論に関してです。直ちに導入する必要性は高くないというのは同意ですが、少し書き方の問題が気になっています。違法情報の18ページの導入部で、対応がはっきりできていないのではないかとこの雰囲気では記載されていると思いますが、18ページ下から19ページ上あたりに、把握で

きない、困難であるなどの回答もあったと記載があります。トラステッド・フラグーは速やかな対応に資するとの趣旨で検討されていると思いますので、現状非常にしっかりやられているから不要ではないかというニュアンスの記載が書かれていると、その前後関係がどうなるのか、という点が気になりました。

この部分は、現在の団体が十分機能していて、それよりさらに追加的なものが必ずしも見当たらないので不要、とのニュアンスだと望ましいのではないかと思います。

【山本主査】

ありがとうございます。貴重なご指摘だと思います。少しそこの論理的な整合性、調整いただければと思います。

それでは森構成員お願いいたします。

【森構成員】

ご説明ありがとうございました。

私は 46 ページのリスク軽減措置についての制度的対応のイメージですが、非常にシンプルにいいますと、欧州のやり方を手本に、まずは自主規制型行動規範からということかと思いますが、簡単にいえば3年前の欧州のやり方を使っていますが、欧州はすでにそうではなくなっているわけで、それでいいかとの話にはなと思います。

つまり、プラットフォームの違法・有害情報が与える影響というのは非常にグローバルな現象であり、どこも同じことが起こっています。これは全くそのように言って差し支えないと思いますが、その時にこれだけ様々なことが変わっていく中で、2、3年前のヨーロッパのやり方をあえてやり、それはなぜかという、まずはそれでうまくいくかを確認し、うまくいくか確認した方が良いというのは一般論としては正しいと思いますが、それはうまくいくか分からないから確認しようとの話で、それを見本にとのことであれば、なぜ制度が変わっていったのかも含めて考えるべきだと思います。先例はありますが、あえて先例の2、3年前に行くのが果たして合理的なのかとは感じました。

少し抽象的ですが以上です。よろしくお願いします。

【山本主査】

ここは事務局からもお考えを伺えればと思いますので後でご回答いただければと思います。森構成員ありがとうございます。

もう既にサービス設計上のところにも入っていますが、まずは情報レイヤー、権利侵害情報、法令違反情報、有害情報のところからと思います。それでは生貝構成員お願いいたします。

【生貝構成員】

ありがとうございます。大変丁寧にまとめていただき、全体的に私も方向性について大変共感が多くありました。

2点、現時点のコメントとして、1つは上沼構成員からもありましたトラステッド・フラグーのところにつきまして、29 ページから 30 ページのとおり、現状からすると、この書き方はこれらの取組を今すぐ制度化することではない方向性だと理解しました。

他方で、こうした第三者の団体のエンパワーを図っていくことは、様々なマルチステークホルダーが枠組みに参加していく上でも全体的に重要な取組だと思っております。

自主規制的行動規範で重要なのは、取組を定期的に情報共有して、様々な関係者と改善に向けた取組を一緒に進めていくことだと思いますので、例えばそうした枠組みの中に位置付けて、引き続きこの取組に関する状況把握をしていくことは考え得ると思いました。

2点目は23ページの異議申立てについて、その他の違法情報、法令違反情報について明確に位置付けることの必要性を記載いただけていますが、18ページの図のとおり、現状、日本の情プラ法では権利侵害情報についても、必ずしも異議申立ての制度的な枠組みは存在しておらず、当然それぞれ状況が違ふことは前提としながらも、両者合わせて異議申立て手続を考えていく余地はあり得ると思いました。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。この点も後で事務局からご回答いただければと思います。

それでは山本健人構成員お願いいたします。

【山本健人構成員】

私はシンプルなコメントですが、22ページのその他違法情報の部分で、行政機関による透明性の確保についても触れていただけていて、これは重要だと思いますが、書き方として、透明性も含め、とするよりは、透明性確保はかなり重要だと強調した書き方にした方がいいと思います。もう少しここを強調する形にしてもいいと思いました。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは増田構成員お願いいたします。

【増田構成員】

ありがとうございます。全体として非常に賛成です。

1点、31ページの有害情報のところで、違法性を各省庁が実態調査をした上で対応することですが、各省庁が積極的に今後それを行うかが非常に心配です。

今まで表現の自由の観点からそれらの検討をしていたか、私は把握できていませんが、各省庁が所管する法律について確認をし、対応を進めることは行っていただきたいと思いますので、それを促進することを記載いただければと思います。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。

それでは上沼構成員のところについて、先ほど少し論理的な整合性を図っていただきたいとお願ひしましたが、森構成員以降のコメント、質問に対して事務局から回答いただけますでしょうか。

【入江室長】

事務局でございます。

まず上沼構成員のご指摘、論理的な整合性の話については書き方を修正いたします。後ほど修正案をご提示できればと思っております。

森構成員のコメントですが、46 ページの図について、我々は EU の行動規範のコピーを導入することを想定したわけではなく、考え方としては、サービス設計について一番よく分かっている事業者において、どのようなことをすればリスク軽減が図れるのかを検討するべきと考えておりまして、まずは自主規制型行動規範を策定していただくのはどうかと思い、考え方を拝借することは問題ないと思っております。

広く世界に目を向けますと、欧州、オーストラリア、ニュージーランド、そしてイギリス、EU で、法律と行動規範の二元体制か、法律に組み込まれているかの違いはあるものの、そういったものが定められている現状を踏まえると、日本は今そういったものがないのでまずはそこからスタートをとっております。

生貝先生のコメントと絡みますが、行動規範に何を入れるかについては、この取りまとめ案では総務省も策定段階から尽力すべきと提言をいただいておりますので、我々としては、どのようなものを行動規範の中に入れるかは業界団体やプラットフォーム事業者等々と協議しながら検討していくべき話で、生貝構成員のコメントは重要だと思っておりますので、取りまとめ案に記載させていただきたいと思います。具体的には、自主規制型行動規範の中に、生貝構成員のおっしゃった要素も入れた修正案を後日提示させていただきます。

異議申立てのところは構成員の皆様からの議論をぜひいただきたいのですが、基本的には我々として検討を深める点に関して、18 ページの図表で異議申立ての話を記載しております。個人的には、情プラ法に条項がない点については、問題があればこの後は訴訟の場で争うことが基本だと思っております。上沼構成員からもご意見いただければと思いますが、異議申立てに関して情プラ法上特段規定がないのは、事情が違うと考えております。異議申立ての必要性自体については、また別の場で議論をする必要があればその機会にと思っております。この取りまとめ案では、その他違法情報の異議申立てのところに焦点を合わせることが事務局の考えです。

山本健人先生からのご意見について、22 ページでは透明性の確保も含めて、と書き方を弱めてしまいましたが、透明性の確保も重要、と同列に扱う書き方へ修正し、修文を検討し提出させていただきます。

最後に増田構成員のコメントですが、総務省が違法化を促進できるのかとのご意見だと理解していますが、これは個別法に基づき行っていくことであり、個別の状況を議論した上で所管省庁にて議論いただくことのため、総務省が促進することは基本的にできないと思っています。

こういった動きがないかと言われますと、報道等で承知しているものとしては、例えばオンラインカジノ関係では議員立法でギャンブル等依存症対策基本法の改正が行われようとしており、衆議院は通過したとの報道に接していますが、有害情報だったものが違法化される例は、直近でもあることから、今後増えていくことに対して良いかどうかは事務局としてコメントできませんが、このような動きもあります。

今回の取りまとめ案でモデルケースを示したことで、こういったモデルがあるのではないかと世に問う意義はあるのではと考えております。

事務局からは以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。今の事務局からの回答に対して先ほどコメントいただいた構成員の皆様はいかがでしょう。

追加で何かあればと思いますが、特に森構成員はいかがでしょう。

【森構成員】

ありがとうございます。

考え方としてとのことで一応納得はしましたが、見え方としては、例えばこれから進めていく上で行動規範なども DSA、OSA のものを想定しつつ進めていく方が、プラットフォームにとっても労力や時間を軽減することになると思いますし、目的が果たせるのであれば余計な労力、時間をかけさせる必要は全くありませんので、実際には事実上ある程度ついていく形になってしまうと思います。

つまり、国によって特性のあるような話ではないと思っていますので、事情をまずは伺ってから情報収集をしつつということも一定の合理性はあると思いますが、進んでいるところにおいて、どのように進んできたのかとの状態が分かれば、早期に状況を把握できることを多少なりとも記載いただいてもいいと思いました。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。例えば先ほどのところで、増田構成員はいかがでしょう。

【増田構成員】

仕方ないと思いつつも了解いたしました。また、こういう実態があることが具体的に示されれば、各省庁にも伝えていくこともしたいと思います。

【山本主査】

ありがとうございます。情報の流通については総務省が所管されているところもあると思いますので、おそらく各省庁との情報共有については積極的に進めていただく必要もある気が私もいたしました。どこまでそれをここで書くかとの問題はあろうかと思いますが、情報共有については非常に重要と感じました。

私も基本的には先ほどの構成員の皆様がおっしゃっていた、山本健人構成員の透明性のところについて、行政機関による何らかの要請を制度化した場合には透明性とセットでなければいけないと思いますので、ここは埋もれないように表現する必要があると感じました。

あと異議申立ても、情プラ法における現状の権利侵害情報についても検討する余地はあると思いますが、やはり権利侵害情報と法令違反情報との間でカテゴリーの違いがあると感じております。

今回「特に」と表現していただいていますので、生貝構成員の考え方とそれほど齟齬はない形になっていると感じています。

それでは、先ほど森構成員のところはサービス設計上の話も入っていましたが、次に行かせていただき、4のサービス設計レイヤーの話に移りたいと思います。

何か言い残したことがあれば戻って発言いただいても構いません。

4以下のところいかがでしょうか。上沼構成員、また間を埋めていただくような感じですかみません。

【上沼構成員】

いえいえ。この後から皆様発言希望されているので手短に。

また細かいところで恐縮ですが、さきほどボットの話をしていただいた 42 ページの下のところ。これは災害時などの特定の場面でボットとしていますが、そこまで狭めなくても良いのではないのでしょうか。

32 ページで、今回繰り返し有害情報を投稿する話が脚注に落ちてしまいましたので、それを考えるとこちらでボットに限らず、繰り返しの対応について少し書いても良いのではないかと思います。

そのためボット対策も含め、違法・有害情報の繰り返しの発信をする対応は、具体的にではなくとも一応考えていることを示すだけでも良いと思っています。

もう1つ今の行動規範の話にも関係すると思いますが、56ページのレコメンダのところ。ここまで書いてしまうと、45ページの行動規範のところも構造としては類似の話に読めないか気になっています。

45ページの行動規範はそこから先に進むと法規制になることが重要だと思いますが、でしたらこちらもそうではないかとの話になるのではと思いますので、なお書きはここまでばかり書かなくても良いと思った次第です。

あとの構成員の方々が沢山お待ちですので、これぐらいで失礼いたします。

【山本主査】

ありがとうございます。後でまとめて事務局に回答をお願いいたします。

続きまして、生貝構成員お願いいたします。

【生貝構成員】

ありがとうございます。4以降で、まず一つは修文ではなく全体的な位置付けとしてのコメントとなりますが、34ページ以降全般に関して、特に健全性検討会の頃からこの部分の議論にも少し参加をさせていただいて、これが元々議論の俎上に上がった当時は比較的风险が DSA というシステミックリスクという言葉に象徴されるように社会的な法益といえますか、元々の一つの問題意識としては偽情報への対応が念頭にあったこともあり、あまり個別の違法情報の流通や個人の法益といったところへの対応はさほど念頭に置いていなかった部分はあったと思います。

特に今回 OSA のような、違法情報への流通のリスクにもしっかりと対応していくことが念頭に置かれている中で、社会的法益以外のリスクが組み込まれてきており、それらの位置付けの変容があると感じていたのがまず一つ大きな枠としてのコメントです。

それから二つ目として、先ほど森構成員からあったところとも関係しまして、具体的な対応も非常に様々なグラデーションがあると考えます。

例えば 43 ページのリスク評価の在り方として、方向性 A と方向性 B を挙げていただいており、これはリスク評価の義務内容を具体的に法律で定めることと、完全に事業者に委ねるという 2 つの大きな方向性を挙げていただいているところですが、実際的にはこの組合せも様々な形で考えられると思います。

それからもう 1 つ、46 ページの図のところは極めて重要と思っておりますが、自主規制型行動規範と共同規制型行動規範の間にもおそらく様々なグラデーションがあると思います。

例えばこういった共同規制型行動規範も、欧州のような比較的しっかりとした罰則に裏付けられたものや、最近の日本の枠組みの中だと例えば透明性を重視した DPF 取引透明化法のような法的枠組み、あるいは目下ですと、AI 推進法の中で定められているような非常に緩やかなタイプの指針に基づいた自主規制に近い形の行動規範を制度的に位置付ける選択肢もありますし、そうしたグラデーションの中で具体的にどのような段階をとるのか、今回そこまで書き込んでいただくかはさておいても、様々な選択肢の中から考えていく余地がこの共同規制的な枠組みを考える時は常にあるのだと思います。

場合によっては短期的な対応として、強固な共同規制的な枠組みを視野に入れつつも、自主規制的な行動規範の状況を参照し、何かしらの形で緩やかに自主規制的な行動規範を制度的な枠組みの中で位置付けるという段階的な措置も選択肢としてはあり得ると感じます。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは森構成員お願いいたします。

【森構成員】

ありがとうございます。今、生貝構成員の話とも若干関係しますが、先ほどの 56 ページの上沼構成員の話で、方向性 B だとインセンティブが事業者側には生じないと書くと、あちらに悪影響があるのではないかと話ですが、あちらとはつまりリスク評価の制度設計に関しては、まずはヨーロッパの古い状態からということなんです。

上沼構成員の話は、話としては逆で、あちらで不安が生じるため、こちらをやめるとの話ですが、誰が見ても方向性 B ではインセンティブが事業者には生じないのは明らかですので、こちらは維持すべきだと思います。そのため、そこはその話をうやむやにするのではなく、こちらは維持していただき、むしろ向こうで自主的行動規範では効力が弱いのではないかと指摘があったくらいは脚注に書いていただくのが筋ではないかと私は思います。

そもそも私が申し上げたかったことはこれではなく、私はレコメンダシステムについて申し上げます。

こちらは踏み込んだことを書いていただいておりますが、それにも関わらずあれこれいって申し訳ありませんが、54 ページの「具体的検討」のところなんです。

偽・誤情報対策であることをここに明確に書いていただきたいと思います。偽・誤情報の悪影響は、刺さる人には刺さり、その問題が極大化されます。それによって操作が可能になる問題があります。

そのため、脆弱性プロファイリングをして、こういったことを信じて過剰に反応しそうな人向けにコンテンツがレコメンダされることによって、その人が操作されることがあります。前にも申し上げましたが、操作しようとする側のアクションとして、最初は広告などのプッ

シュでアプローチをし、それによりそれを見た人たちが過激なコンテンツを見るようになるといった一定の反応をして、今度はそれにレコメンダシステムが反応し、ニュースフィードが一変するとの説明が一番わかりやすいと思います。

逆のパターンとして、ここに書いていただいているのは、まずはフィルターバブルがあり、エコーチェンバーがあり、それにより自動的に孤立する、あるいは先鋭化し、そしてその結果、ターゲットになってしまうこともあるかもしれません。

けれども、操作主体側の目から見ますと、まずは広告があり、それを脆弱性プロファイリングに基づいて送りつけて、それにより反応した人たちが今度はレコメンダシステムによって、フィルターバブルに絡め取られてという流れが分かりやすいシナリオだと思いますし、これがマインドハッキングに書かれていたことです。

1つは偽・誤情報対策として中身に関わらない、人の特性によるものがレコメンダシステムと偽・誤情報の関係において重要であるということをできれば書いていただきたいと思います。

それからもう1つは 55、56 ページの①②③ですが、実際のその法制度として、適切に記載いただいていると思いますが、まずは、透明性確保、レコメンド方法の選択、それからプロファイリングに基づかない情報表示の選択肢の提供です。

こちらも非常に合理的な提案だと思いますが、できれば脆弱性プロファイリングのところに問題がありますので、実態も分からないのにいきなり禁止というわけにいきませんので、課題としては、まず①②③を通じて、脆弱性プロファイリングの実態把握をすることではないかと考えており、そのうえでどのようにそれらが行われているかが分かれば、次の方向性があり得ると思います。しかし、プロファイリングがどのようなになっているのかは、ほとんどブラックボックスです。

私がプロファイリングと申し上げているのは、直接把握できたユーザー特性から分析を行い、新たな情報を作り出し、新たな属性を知ること、Web の閲覧履歴はナチュラルな素材として把握できますが、Web の閲覧履歴をベースに、陰謀論に弱い、移民に対して嫌悪感を持っているなど、新たな属性情報を把握することをプロファイリングといっていますが、それらがどのように行われているのか、どのような問題があるのかというのは把握する必要があると思います。

そして3番目に、広告 WG へのリンクを貼っていただきたいと思います。なぜならばレコメンダシステムの前提となっているユーザーデータベースは広告によっても使われているわけですから。

同じユーザーの DMP のデータベースが使われていると思いますので、そして先ほど申し上げましたように、もしも選挙における操作があり得るとすれば、広告とレコメンダシステムが一体となって機能し、まずは広告で脆弱な人に興味を持たせて、その人たちがコンテンツを見たことによってコンテンツが激変し、フィルターバブルとエコーチェンバーに取り囲まれて、さらに先鋭化する経緯をたどりますので、これは広告の事と不可分には考えられないので、広告の方でしっかりとその問題を認識し、対応して欲しいことを記載いただくのが良いのではないかと思います。

よろしく願いいたします。

【山本主査】

ありがとうございました。それでは山本健人構成員お願いいたします。

【山本健人構成員】

大きく3点あるのですが、1点目は、リスク評価と軽減措置のところで既に森構成員や生貝構成員がおっしゃったところとも重複しますが、私は基本的には何らかの事業者に義務付けるのであればやはり一定の明確性は必要であると思っています。

生貝構成員がおっしゃったように組合せ的になると思っておりまして、明確にある程度、義務の範囲を要求できるものについては、方向性Aの形で進んでいくことになるかと思いますし、それが難しいものについては自主規制型の行動規範をまずは求めていく方向性になっていくと思っております。

前回、健全性検討会のところで発表したこともありますが、EUの自主規制型の行動規範の作り方として、基本的には2018年の初期のものから、政府がロジ的なものやファシリテートみたいなどころに関わって作り方をサポートしていた側面があると思いますので、自主規制型行動規範を作っていくとしても、政府の関わり方、関与の仕方、サポートなど、こういうところについての役割部分について書いておいても良いと思いました。

2点目は経済的インセンティブに起因するリスクへの対応の部分です。この点は収益化の話が入っているところで、タイトルが経済的インセンティブに起因するリスクであるので、折り込み済みかと思いますが、この対策が偽情報や有害情報全般に対しては限定効果であることをどこかに書いておいた方が良いと思いました。有害情報を拡散する要因としては、経済的インセンティブの他にもイデオロギー的インセンティブもあり得るところで、特に選挙を念頭に置くとすればイデオロギー的インセンティブからの拡散も十分あり得るところです。収益化停止は限定効果だが、その上でどの範囲でこれをやる必要があるかを、表現の自由との関係も踏まえて検討する必要があるという観点は入れても良いと思いました。

3点目がレコメンダシステムのところで55ページの①②③の取り組みのところでは②③についてはそのとおりで異論はありません。他方、①のレコメンダシステムの透明性について、パラメータをどこまで求めるかなどは、DSAで言われているような範囲であれば良いのかもしれませんが、事業者側からよく指摘されるように、これらを公表するとバッドアクターからの悪用があり得るとの観点は考慮しておく必要があるのではないかと思います。悪用というのが実際にはどういうものなのか、その可能性があるのであればどこまでを透明化することが望ましいか、といったところは議論の余地があると思います。透明化の範囲については慎重な検討が必要ということは記載しておいても良いと思いました。先ほどの森構成員が言われたようにプロファイリング自体とレコメンダシステムは一応透明性の点でも区別して考える方向性もあると思います。

少し長くなりましたが以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは増田構成員お願いいたします。

【増田構成員】

私の方からも内容については基本的に賛成しております。

その上で、まず収益化停止に関して 50 ページに示されている課題がありますが、これについて非常に理解するところではありますが、消費者トラブルに直面している私達の立場からすると、やはり収益化停止は非常に必要な措置だと考えておりますので、自主的な取組を強く推進していく方向性にあってほしいと思っています。

各プラットフォームにその判断が任されるというよりは、やはり後半に出てきます協議会などで情報共有をしながら、やっていないところに対して対策を進めてもらうことがあったとしても良いと考えております。

情報レイヤーの方における第三者からの情報提供や、法令違反情報への対策も含め、自主的な取組に関しても、協議会の方に上がってくる話ではないかと思いました。

それからレコメンダシステムに関しましては、法令による義務付けについて賛成いたしますし、書いていただいてありがたく思います。

森構成員がおっしゃったとおり、副業や投資詐欺、あるいは定期購入のようなものも全て広告から入って行って非常に思い込みが激しく、そこを相談対応の中で考えを変えていただくことに非常に時間かかっている状況があります。

それからもっといえば、高齢者に対する振り込め詐欺や、国際ロマンス詐欺も同じですが、思い込んでしまったところを解消することは、非常に難しいこともありますので、広告から入って思い込んでしまい、しかも 1 回クリックするとそこに情報が集まってくるようなことについては非常に重要な問題だと思いますので、そのあたり触れていただきたいと思います。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは高口構成員お願いいたします。

【高口構成員】

私からは 2 点ありまして、1 点目は収益化停止のところですが、先ほど山本健人構成員が言われたとおり、経済的インセンティブに起因するリスクはリスクの全部ではなくて、それ以外の要因から発生するリスクもあるので限定的だったと私も思います。

ただ逆に、ある場面においては経済的インセンティブに起因するリスクが高いシチュエーションもありますので、限定的ではあるけれど重要なリスクで対応しなくてはならないリスクだとは思っています。

そのためこの原案の書き方どおりで異存はないのですが、収益化停止はかなり特定の状況においては効果があると個人的には思っていて、そこは積極的に考えていきたいと思うものの、やはり取りまとめで書かれているとおり、表現の自由や経済活動の自由とのバランスで極めて慎重な検討が必要だとも理解しました。

ただその先の 50 ページのあたりで災害時などの個々の場面ごとにはいろいろ制約を比較衡量して、丁寧に整理することが必要であると書いていただいて、私もありがたいと思いつつも、51 ページの、この点についてはというところで、この場面ごとに①から⑤の項目を整理するとあり、本当に細かくて恐縮ですが、災害時などの個々の場面をどこでどう検討するかが何か抜けていると思いました。

例えば①の前に、場面の検討とともに、と一言入れていただいて、そもそも経済的インセンティブに起因するリスクが大きい場面がどこか、今我々としては能登地震の例のように災害が頭に大きくあると恐らく思いますが、これから先、違う場面でこういう経済的インセンティブがリスクとして大きい場面が今は我々が想定していないところも出てくるかもしれませんので、①～⑤のどこかに解釈として入っているのでしたら良いのですが、災害以外の場面も検討することがあまり見えなかったので、場面の検討とともにといった何か一言を入れていた方がより丁寧かということに気づいたのが1点目です。

2点目は先ほどから議論になっているレコメンダのところですが、私の意見としては56ページのなお書きのところで、方向性Bでは事業者にはインセンティブがないという留意が必要だと記載について私は個人的にはそのように思いますので、これは記載として残しておかないと、方向性Aになるわけがないという個人的な考えがありますので、残しておいた方が良いと思いますが、上沼構成員がおっしゃったこのバランスの問題でリスク評価の方はどうなのかと、森構成員からもご意見がありました。私としてはレコメンダの方はかなり事業者のインセンティブはないと思っていますので、これぐらいの書き方が必要だと思っていますが、リスク評価の方は明確にリスク評価の項目が決められない議論があると同時にリスク評価の方は場合によっては、事業者にとってもちゃんと評価した方が利用者にとって良いサービスになり、サービスとしてプラスになるというインセンティブがゼロではないという感覚も持っています。

もちろん中には事業者としては評価したくないリスクはあるかもしれませんが、リスク評価を行うこと自体はレコメンダシステムに比べればインセンティブがまだゼロではないと思っていたので、バランスという意味ではあちらでは書かず、こちらでは書くのはそんなに悪いバランスではないのが先ほどの議論も踏まえて聞いていた印象です。そのため私の意見では原案で良いと考えます。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。

高口構成員からいただいた最後のご意見は、この後の上沼構成員と森構成員の話とも関連しているのかもしれませんが、今の論点について上沼構成員いかがでしょうか。

【上沼構成員】

私は書いてある内容はその通りだと思っていて、インセンティブが生じないということにはそうだろうと思いますが、ただその前のリスク評価のところ、どうもコードオブコンダクトのような方向でいくのであれば、そこの書き方の調整はあった方が良いと思っており、書き方の調整があればこれでも良いと考えます。

全体を見たときに少し気になっていたのも、今高口構成員がおっしゃったようなこういう理由でということが入っているのであれば、私は記載が維持されることに違和感はないです。

【山本主査】

ありがとうございます。森構成員いかがでしょうか。

【森構成員】

ありがとうございます。この点については先ほど申し上げたとおりでお願いしたいと思いますが、少なくともこのなお書きのところを削除はおよそないと思っており、そういうことで外から見たときに、1つにはだんだんもしっかり対応するという感じではなくなっていき、その問題はかなり大きいと思っています。

こちらはそのぐらいで、私は収益化の話をさせていただこうと思っておりまして、収益化停止に関しては、高口構成員に賛成です。

これも若干消極的であると思っておりまして、特に選挙の場面で意識されているところだと思っており、選挙とは書きにくいのかもしれないのですが、しかし鳥海先生の調査だったと記憶していますが、兵庫県知事選の選挙のときに YouTuber の切り抜き動画をいろんなチャンネルで行うと、それによる視聴が多く発生し、これが収益になることの弊害だと思います。収益化され、収益が続いていることによって一定の政治的コンテンツに注目が集まってしまうという効果があることをどう考えるかということです。

他方で、表現の自由というのはもちろん言うまでもなく重要ですが、収益がないとだめなのかという話はあると思っています。

例えば普通に収益ベースで運用している政治的なものを含む報道等を選挙の期間だけ収益化停止することは意味が分かりませんが、そうではなく普段はそんなことはコンテンツにしていなくて様々なものをお伝えしているところで、選挙のときは再生数が得られるからといって選挙のコンテンツを上げるのはいただけない話であり、非常にアテンションエコノミーであり、収益がなくても信ずるところに従って、政治的信条を発信していただくということは可能なわけですし、それは選挙期間という限られた期間なので、そこまで表現の自由かなという気はしています。

次にもう1つ、先ほどのレコメンダシステムとの関係で、ここで具体的な広告をお見せしたいと思いますが、共有を使わせていただいても良いでしょうか。プレゼンの機会を与えていただいたときの方がいいのかもしれません。

【山本主査】

事務局いかがでしょうか。今、森構成員がご説明にあたっての便宜というところですが。

【入江室長】

主査が認めていただければ構いません。

【山本主査】

はい。それでは説明の便宜ということでお願いいたします。

【森構成員】

ありがとうございます。少々お待ちください。

これは Facebook の広告ライブラリで公開されていたもので、こういうものを公開するのは非常に良い取組と思っており、高く評価すべきことだと思います。

こういうのはもう一押しというものもありますが、それはそうとしまして、広告主は右派のWebメディアです。ターゲティング設定は公開されていません。実際に見た人の多くは18歳から24歳とこの中に書かれています。

これが広告コンテンツで日本学術会議に関連するもので、2020年の例の騒ぎがあった再任拒否問題のときです。

2020年がそんな前だったのかという印象で、3年程度とっていましたが、もう5年も前ですがこのような感じになっています。

当然のことながら政治的広告であり、こういうものはあるとはもちろん思います。右でも左でもこういうものはあるだろうと。Facebook、Metaが偉いのは、しっかりとこうして潜在リーチ数やインプレッション数も公開していて、こんな感じになっています。

私が特に強調したいのは、この広告が表示された人は、右側の欄にあります。18歳から24歳となっています。当然のことながら当初設定もそのあたりだったのだと思うわけです。

このような感じで広告がなされ、この場合は操作という言い過ぎなのかもしれませんが、自分たちの主張に共感してくださいということです。こういうものをどう捉えるかということで、これは正直なところ脆弱性プロファイリングでもなくて、若い人というところに行っており、より問題性の大きいクリストファー・ワイリーが言っているようなプロファイリングをして、こういう物を刺しにいくのだとすると、それは問題なのではないかと思われそうですので、このあたりについて私が問題意識を持っていて、それによって先ほどのようにレコメンダシステムや脆弱性プロファイリングなどの広告との連携について話をしているとことで、これを見た若い人になるほどと思い、そのコンテンツを見ることによって自分の周り、自分のディスプレイが激変することが、この問題の具体的なシナリオのようなことではないのかと思っています。

お時間いただきありがとうございました。以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。大体ご意見はいただいたと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

【入江室長】

大量のコメントをいただいたので、全て回答できているかわかりませんが、関連するコメントもありましたので、ひとまず私なりにまとめております。

一番大きいのが、56ページのなお書きをどうするかの問題だと思います。

強すぎると思いますか、前の方のリスク評価との関係でどうかとのご意見だったと思いますが、事務局の考えとしましては、56ページのなお書きは維持しつつ、46ページの各種制度的対応のイメージ図を見ると分かりやすいのですが、こちらにはなぜインセンティブがあるのかとの話があるといった問題がありましたが、もちろん対応が不十分である場合、46ページの表でいえば、対応が不十分であれば格を上げることになりますので、レコメンダシステムとの棲み分けはできていると思っております。

少し加えたいと思っていますのは、高口構成員からご意見もありましたが、レコメンダシステムはインセンティブがないのではないかと議論を聞いて思いましたが、他の部分に関し

ましては、サービス上より良いものにするというインセンティブがあるのではないかと考えておまして、インセンティブがレコメンダシステムよりはあるかなと考えております。

そのため、矛盾はしないのではないかと考えており、そのあたりの説明を脚注か本文に書かせていただきたいと思います。46 ページと 56 ページの問題はそのような形で考えております。

42 ページですが、ボット、繰り返し行為について書いて良いのではないかとのご意見についてです。災害時などの特定の場面において限定し過ぎではないかという話で、これはおっしゃるとおりでして、繰り返し行為として一般的なものを書いた上で、ボットについても触れるという形にしつつ、災害時などの特殊な場面において限定する必要はないと思いましたので修正したいと思います。

次に生員構成員のコメントについてですが、システミックリスクの話など色々ご意見をいただきましたが、46 ページに様々なグラデーションがあるというご意見をいただいております。共同規制型行動規範の中で脚注にも書いておりますが、法律において目的等を定めつつ、具体的な措置については、他の事業者に委ねるアプローチとしており、では何を定めるのかというのが色々あるとの話だったと考えておりますが、事務局の案としては、まず自主規制型行動規範からスタートして、もしうまくいかなかった場合には共同規制型行動規範ですが、その共同規制型の中をどうするかというのはそれぞれのサービス設計において、バラバラなのかと考えています。

例えば、研究者に対するデータ提供の在り方が（４）にあり、これも 47 ページでは自主規制型行動規範としていますが、これはしっかり自主規制型行動規範でうまくいけばそこで止まると考えておりますし、その他の収益化停止も自主規制型行動規範からのスタートではありますが、これがうまくいかなかった場合には制度的な対応もあり得ると考えます。こちらの方は、インセンティブが働くかどうかの問題という観点ではより働かない可能性が高いと考えておまして、もちろん色々検討しなければいけないですが、特定の場面であれば 50 ページで議論をしているとおり、制度的な対応がなされる可能性は高いかかもしれないと考えております。

高口構成員から、災害時などの個々の場面ごとについての場面の分析がないと 51 ページでご指摘いただきましたが、この点については上の方で、災害時など個々の場面ごとに、とあるため、場面の検討は前提としております。例えば災害時といった場合は①から⑤までの場面はリスクがあることを前提に、収益化停止が必要かどうかを議論するときに①から⑤までを判断することで、今の原案でも場面については、災害時などの個々の場面ごとという表現で、場面について分析をする前提として、既に規定していると考えております。

森構成員の 54 ページのご指摘で、レコメンダシステムにおいて偽・誤情報対策だとはっきり記載すべきとのご指摘だと思いますが、フィルターバブルやエコーチェンバーなど、テクニカルタームに踊らされているような感じになってしまうかもしれませんが、偽・誤情報対策に有効だということは、ここに追記したいと考えております。

脆弱性プロファイリングの話ですが、実態把握をとのご意見をいただきましたが、ここはそのまま書くのは少々難しいと考えておまして、それは脆弱性プロファイリングの実態把握ができるのかどうかは、体制整備の提言を最後にいただいておりますが、例えばご紹介いただいた Meta が、脆弱性プロファイルをどうしているのかを Meta から全て聞き取り細かくまとめて政府が把握するのが妥当か、できるのか、というのを含めて難しいのではないかと

ています。ただ実態を把握するのは大事だと思いますので、実態把握の方もここに少し追加するのは、あり得るとは思っています。

広告 WG との関係ですが、ご指摘いただいた先ほどのプレゼンについて、私の理解が足りないのかもしれませんが、広告プラットフォームとしてのプラットフォーマーなのかもしれませんが、広告主の問題のような気もしないでもなく、本制度 WG の対象は、場を提供しているプラットフォーム事業者に何か対策をさせる必要があるかないかという議論でありまして、広告主としての側面が問題の所在としてあるかどうかと思ひまして、ここはもう少し問題を明確にした方が、事務局しても修文の検討はしやすいと思ひしております。

広告 WG の関係でリンクを貼るということですが、今現在、中間取りまとめとして同じく動いているところですが、今後の親会の場合でも議論いただいた方がいいのかと思ひ、その議論を受けて追記する内容が決まってくるかと思ひます。

森構成員の次の話として、収益化停止では構成員の皆様が色々ご意見をいただきましたが、47 ページ以降の経済的インセンティブの話となりますが、限定的だというご意見で、興味本位など様々な思惑で投稿してしまう人がいますので必ずしもこれで全てが解決するわけではないということではあるものの、我々としては収益化停止について、これを実施することにより収益化目的の人への抑止力になるという意味では効果があると思ひしており、脚注か本文か事務局で検討した方がいいと思ひますが、もちろん収益化目的ではない人もいることは言及しておきたいと考えています。

山本健人先生のレコメンダの話で、①～③までの提言をいただいておりますが、①に関しては公表するとバッドアクターが悪用してしまうため、どこまで透明化を図るかの検討が必要な課題であることのご指摘があり、その点は構成員からそういった指摘があったという形で載せることを考えたいと思ひます。

増田構成員からの自主的な行動規範について協議会で関与した方が良いのではないかとご指摘ですが、これにつきましては、再び 46 ページに戻っていただき、山本健人構成員のコメントとも絡む話で、まずは 45 ページで自主規制型行動規範としておりまして、速やかに策定していただきたいと思ひしており、総務省においても年内の策定に向けて策定段階から積極的に支援を行うべきだと明示しておりまして、総務省も EU のように支援をしていきたいと思ひています。

なお書きの段落ですが、増田先生のご意見として、不十分である場合に協議会を絡めるといふそれはすなわちプラットフォーム事業者だけで進めないことと認識していますので、欧州の行動規範もそうですが、利害関係者にいろいろ行動規範の中身を説明したり、改善を図る場をみんなで一緒に議論したりする場を EU のときは設けていたと思ひしておりますので、この自主規制型行動規範の策定後は、それを含めて関係者の意見がしっかりと反映される仕組み作りを、やっていきたいと思ひしております。

そのためだけに協議会を作るのはなかなか人選や責任の所在が難しいと思ひますので、まずは年内の策定と提言いただくことを想定しておりますが、この行動規範を作る過程の中で、しっかりと利害関係者の意見を汲み取る機会を設けていくことが、現実的なアプローチと事務局としては聞いていて思ひました。

増田構成員の広告の話について、ワンクリックしてそこから誘導されてしまうとのことですが、より適切な具体例で書くことがわかりやすいかと思ひていますので、書き方については、今は原案を持ち合わせていませんが検討したいと思ひています。

おおよそ全て回答できたかと思いますが、回答に対して不足などがありましたらご指摘いただければと思います。重要なところは今お話したとおりと思っています。

【山本主査】

ありがとうございます。今の回答に対して、何かございますでしょうか。

山本健人構成員お願いいたします。

【山本健人構成員】

45 ページのところを一部見落としていましたので、こちらの記載でよいと思います。

ただ、政府による積極的支援等として、ある種の誘導を許すような関わり方もできることになるのであれば、それはそれで問題であると思いますので、政府の関わり方には注意が必要との記載はあっても良いと思いました。

以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。森構成員お願いいたします。

【森構成員】

ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。

Metaの広告をいきなりお見せしてしまい申し訳ありませんでした。完全に説明不足でしたが、Metaは広告主ではなく、広告主側の代理店とメディアを一体的にやっていることで、広告事業者として機能しており、あのような広告を出してくる広告主がいたときにターゲティング設定が非常に若い人たちということです。

若いこともある種の脆弱性だと思いますので、事務局のおっしゃる把握が難しいというのは本当にそのとおりだと思いますが、ただ偽・誤情報を刺さりやすい人に刺していき、その刺さりやすい人はどんな人なのかということ、それは結局のところ若いもありますが、それ以外の様々な脆弱性を持っているというところにいくわけです。

それによって、ケンブリッジ・アナリティカがやろうとしたようなことの効果が最大化されるということを我々は教訓として知っていますので、具体的なアプローチは難しいのですが、刺しやすい人を探すということの問題性は何らかの形で書いていただいた方が良いとは思っていますが、若干ご説明不足でした。

もう1つですが、先ほど話が出ているサービス改善のインセンティブのところ、レコメンドについてはインセンティブがないが、リスク評価についてはサービス改善のインセンティブがあるという話でしたが、それは違法・有害情報からユーザーを遠ざけるインセンティブということでしょうか。

【事務局】

それも含まれると考えています。

【森構成員】

そうだとしますと強く争いませんが、それはフランシス・ホーゲンの告発など、そういうものには反するわけです。これもやはり歴史的教訓には反していて、ユーザーが美しいもの、良いものを見るのか、衝撃的なもの、ネガティブなものを見るのかというと、それは後者の方を見ますし、時間もそうですし、エンゲージメントを取れるわけです。

そのようにいろんな人が言っています。それは、青少年の文脈でホーゲンがいつていますし、例えば徳力さんが羽生選手の離婚報道について、誹謗中傷が増えるのもアテンションエコノミーの結果だといっています。

【山本主査】

ありがとうございます。今、議論があったところは適宜、事務局の方でご調整をいただければと思います。時間がない中ですが、私から少しだけ話をさせていただきます。

非常に詳細な報告書の間取りまとめ案を作っていて、私も大変感謝しております。あとは読み手側に、我々が目指しているまさに羅針盤というタイトルのとおり、大きな方向性をどのように示していけるかが気になりました。

情報を個別にモデレーションしていき、主に削除していく方向性は、表現の自由との関係で慎重にならざるを得ない部分もありますし、アテンションエコノミーに関するビジネス構造がそのまま維持される限り、おそらく何度削っても出てくるという問題があります。

それでいうと、構造そのものにどのようにアプローチしていくかが重要になります。

情報レイヤーについては、一定のものについては、今回示したように行政から要請をすることができるようにするなど、そういった具体的な対応が必要だと思います。しかし、それと同時に、あるいはそれ以上に、この構造をどのように考えていくのが重要になってくると思います。現状は知る自由といいますか、今回度々書いていただいています、ユーザーや消費者側にとって合理的で主体的な情報の摂取が難しくなっている状況をどのように考えていくのかがあると思います。

非常に比喩的なことをいえば、我々は今、おすすめされるコース料理を黙々と食べているような、まさにレコメンドですが、そのような状況でアラカルトや別のコースを主体的に選ぶことが非常に難しくなっている。しかもそのコースがどういうロジックで、どういう意図で組まれているのか、つまり、もともとコースを説明するメニューがないわけですね。また、個々の料理が果たして安全なものかもわからず食べているという意味で、非常に他律的な情報の摂取になってきていると思います。

これは判例でもいわれている個人の知る自由、憲法 21 条から派生的に導かれると言われているような知る自由との関係性もあるところだと思っています。

こうした知る自由をどのように回復していくのが重要で、その方向性を後半の特にサービス設計上のところでは示しているのではないかと、例えば、透明性が図られることによって、もうコース料理しか出さない店には行かないとか、おすすめするロジックが不満だといえどもうその店には行かないといったような選択肢が出てくる。要するに、透明性が図られることによって、ユーザーの実質的な選択が可能となり、それによりマーケットからの批判もなされて、マーケットの構造自体が変わっていくことが理想と感じています。

これが大きなストーリーだと思っている、その点少し補足できるところがあればお願いしたいなと思いました。例えば、知る自由、判例では、様々な情報を主体的に摂取する自由として書かれていますが、こうした言葉を補足いただけるとより読みやすくなると思いました。

サービス設計レイヤーについて、基本的には自主的な取組をベースに、それがなされないという立法事実の積み上げで徐々にレベルアップしていくといったような、基本的な枠組みを取っていると思います。

サービス設計上の工夫の中のレコメンダについては、我々は少しトーンを強めていますが、そのトーンを強める根拠が何かとした時に、今回はインセンティブが強調されていたと思いますが、他方で、先ほどの知る自由という観点からも、レコメンダの重要性は根拠付けられると思います。レコメンダについて特に透明性を求めることの重要性というのを、知る自由から基礎付けていくことも重要と思いました。

それから収益化のところですが、先ほどのアテンションエコノミーの構造との関係で非常に重要な論点になってくると思いました。構成員の皆様も、特定の場面では効果が限定的で完璧な対策ではないにしても、一定程度前向きに検討する余地、可能性がないわけではないとの話があったかと思います。

他方で、具体的な制度設計をするにあたっては課題があり、先ほど①～⑤くらいまで課題を示していただきましたが、考えなければいけないのは収益化を停止する対象情報をどのように考えていくのか、定義していくのがやはり難しいです。しかし、収益化の強みは削除するわけではないということです、考え方の一つとしてはある種内容を中立的に、広めにとり、後でゆっくり考えた上で敗者復活をすると、つまり収益化を認め、収益を配分するという措置もあり得る。時間的な余裕が、収益化の場合にはあることも重要だと思います。

ただし収益化を事後に認める対象が何かとする時にここで考えなければいけないのは、ジャーナリストの方々や、特に職業的にジャーナリスティックな活動をしている方なのかどうか。そのあたりはやはり検討しなければいけないことです。

それから災害については始期、終期が重要になると思いますが、この場合に、例えば災害対策本部が立ち上がった時から収益化停止の対策を行うという方向性はあろうかと思しますので、もしも必要であればそのあたりも書いていただくことになると感じました。

すみません。私の方が時間をオーバーしながら長々と話してしまいましたが、あとは本日議論があったところに私も賛同いたします。

私も最後述べてしまいましたが、認識が違うところがありますでしょうか。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。事務局としては依存ありません。本日いただいたコメントを踏まえてまた修文を検討したいと思います。

【山本主査】

ありがとうございます。それではもう時間もオーバーしていますが、これだけは言っておきたいことがあればぜひお願いいたしますが、いかがでしょうか。

それでは、最後に連絡事項について、事務局からございますでしょうか。

【事務局】

事務局でございます。次回会合につきましては、公開の会合として6月23日月曜日、午前10時からの開催を予定しております。

よろしくお願いいたします。以上です。

【山本主査】

構成員の皆さんは追加で何かありましたら、事務局にご連絡ください。

それでは以上をもちまして、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する
検討会 デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」第 10 回会合を閉会
いたします。

本日もありがとうございました。

【以上】